

別表「福岡県医師会二次救命処置研修認定制度要綱」の一部改正について（新旧対照表）

（太字・下線は改正箇所）

新	旧
<p>（認定申請）</p> <p>第4条 対象医療機関は、<u>認定申請にあたり</u>、様式第1号による申請書を<u>研修の参加申込締切日2か月前</u>までに福岡県医師会へ提出しなければならない。なお、<u>この運用は令和8年度7月開催以降の研修から適用する</u>。</p>	<p>（認定申請）</p> <p>第4条 対象医療機関は、この認定を申請しようとするときは、様式第1号による申請書を福岡県医師会が定める日までに提出しなければならない。なお、<del>令和7年度以降の認定申請は、4月頃（以下、「前期」）・8月頃（以下、「後期」）の2期で受付を行う。</del></p>
<p>（決定）</p> <p>第5条 福岡県医師会は、<u>第2条（対象医療機関）、第3条（対象研修）、第4条（認定申請）に該当するかを確認のうえ</u>申請医療機関に対し認定の決定又は見送りを通知する。</p>	<p>（決定）</p> <p>第5条 福岡県医師会は、申請を受けた医療機関の地域性・受入可能人数、又は本事業予算等を勘案し認定の可否を決定し、決定後速やかに申請医療機関に対し認定の決定又は見送りを通知する。なお、<del>申請医療機関が多く認定に至らなかった場合、「交付額がない場合の認定の可否（HP掲載のみ）」に承諾した医療機関を特例認定する。</del></p>
<p>（交付額）</p> <p>第7条 認定研修主催の医療機関には、次により算出された額を報償費等として交付する。<u>なお、認定研修が多く本事業予算を超過する場合は、本会にて審査を行い分配額を決定する。</u></p> <p>（1）認定研修1回あたり3万円を交付する。  （2）自院以外の参加者のうち、別表2に定めるものの人数に応じ、同表単価をかけた金額を追加交付する。  （3）ただし、研修1回あたり6万円を上限とする。  （4）金額の算出にあたっては医師の参加を優先し計上する。</p>	<p>（交付額）</p> <p>第7条 認定研修主催の医療機関には、次により算出された額を報償費等として交付する。</p> <p>（1）認定研修1回あたり3万円を交付する。  （2）自院以外の参加者のうち、別表2に定めるものの人数に応じ、同表単価をかけた金額を追加交付する。  （3）ただし、研修1回あたり6万円を上限とする。  （4）金額の算出にあたっては医師の参加を優先し計上する。  <del>（5）特例認定の場合はこの限りでない。</del></p>
<p>（実績報告）</p> <p>第8条 認定の決定を受けた医療機関は、研修会開催後、様式第2号による実績報告書を1か月以内に福岡県医師会に提出しなければならない。福岡県医師会は実績報告により直ちに<u>日本医師会</u>へ「日本医師会二次救命処置研修」の認定の申請等を行い、日本医師会が発行する同研修の修了証受領後、直ちに認定研修参加医師へ直接送付する。</p>	<p>（実績報告）</p> <p>第8条 認定の決定<del>（特例認定含む）</del>を受けた医療機関は、研修会開催後、様式第2号による実績報告書を1か月以内に福岡県医師会に提出しなければならない。福岡県医師会は実績報告により直ちに日医へ「日本医師会二次救命処置研修」の認定の申請等を行い、日本医師会が発行する同研修の修了証受領後、直ちに認定研修参加医師へ直接送付する。</p>